加古川市交通安全計画　概要版

1　策定の趣旨

本市の交通事故負傷者数は減少傾向にある一方、令和７年中に５人の尊い命が交通事故により失われている。市民が安全で安心して暮らすため、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する「加古川市交通安全計画」を策定する。

2　本計画の位置づけと期間

交通安全対策基本法に基づく国の第12次交通安全基本計画及び第12次兵庫県交通安全計画に準じて策定する。

計画期間：令和８（2026）年度から令和10（2029）年度まで

3　道路交通事故の現状

令和７年の交通事故負傷者数は856人と減少傾向にあるものの、５人の尊い命が失われている。

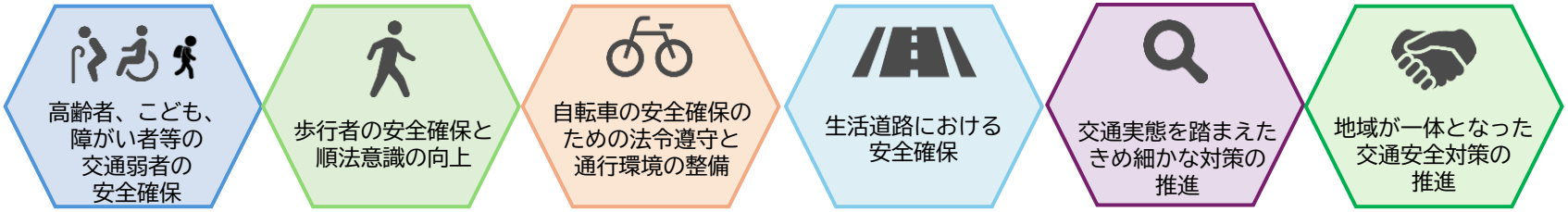
負傷者の年齢別では高齢者の割合が増加しており、また、状態別では歩行者の割合が増加している。

4　基本理念

交通事故のない社会を目指して

人優先の交通安全思想

5　対策を考える視点



6　施策及び取組例

（１）道路交通環境の整備
- ア　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- イ　幹線道路における交通安全対策の推進
- ウ　交通安全施設等の整備事業の推進
- エ　高齢者等の移動手段の確保・充実
- オ　歩行空間のユニバーサルデザイン化
- カ　自転車利用環境の総合的整備
- キ　交通需要マネジメントの推進
- ク　災害に備えた道路交通環境の整備
- ケ　総合的な駐車対策の推進
- コ　道路交通情報の充実
- サ　交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- シ　研究開発及び調査研究の充実
- ス　踏切道の交通環境の整備

（２）交通安全思想の普及徹底
- ア　交通安全教育の推進
- イ　交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ウ　地域における交通安全活動への参画と協働の推進
- エ　安全なチャイルドシートの普及拡大等
- オ　自転車の安全性の確保
- カ　暴走族等対策の推進

（３）安全運転の確保
- ア　運転者教育等の充実
- イ　道路交通に関連する情報の充実
- ウ　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

（４）救助・救急活動の充実
- ア　救助・救急体制の整備